

資格取得（加入）届の記載に当たっての留意事項等について

加入の手続きに際しては、以下の留意事項をご確認いただき、事由が発生してから14日以内に届出をお願いいたします。

● 加入資格等

①新潟県内に住所があり、下記の要件を満たす人が当組合に加入できます。

第1種組合員	新潟県医師会員で、かつ医療及び福祉の事業又は業務に従事している医師
第2種組合員	第1種（後期高齢）組合員の開設する医療機関等に常時勤務する従業員
家族	組合員と同一世帯（住民票上の住所・世帯が同一）の家族

②国保法第19条第1項により、同一世帯の中で医師国保と市町村国保の混在はできないため、世帯に市町村国保加入者がいる場合は、医師国保に加入していただくことになります。

③当組合では、自家診療について保険給付いたしませんので、ご注意ください。

● 添付書類（添付書類は不足や不備のないようご確認のうえ、届出をお願いします）

①世帯全員の住民票原本（概ね半年以内に発行されたもの）

- ・個人番号及び世帯主との続柄等が省略されていないこと。また、単身世帯であっても、世帯全員が記載されていることに相違がない旨が記載されている住民票を取り寄せてください。なお、ご都合により個人番号を省略される場合は、住民票に記載されている世帯全員分の保険証（又は資格確認書、又は資格情報のお知らせ）の写しを添付してください（既に医師国保に加入されている方及び75歳以上の方は添付不要）。

②加入者の個人番号確認書類等（個人番号カード、又は通知カード）※

- ・住民票に記載のある場合は省略可。

③【第1種組合員のみ】身元確認書類等（個人番号カード、又は運転免許証等）※

④勤務状況等に関する届（第1種又は第2種組合員が新規に加入する場合）

⑤【社保適用事業所のみ】健康保険被保険者適用除外承認申請書

⑥前保険の資格喪失証明書

- ・前保険が市町村国保の場合は保険証（又は資格確認書、又は資格情報のお知らせ）の写しを添付してください。
- ・出生の場合は不要。

⑦申請を外部委託される場合（社労士事務所等）は、代理人の身元確認書類の写し

- ・個人番号を含む書類を送付する場合は、必ず書留等の追跡可能な方法でお送りください。

※「②個人番号確認書類等」と「③身元確認書類」

主な確認書類等	番号確認書類	身元確認書類
①住民票【個人番号付】	○	—
②個人番号カード	○	○
③通知カード	○	—
④運転免許証	—	○
⑤パスポート	—	○

● 資格取得に係るデータ登録

①被保険者資格取得（加入）届（添付書類を含む）を受付後、概ね5日以内にデータ登録が完了します。その後、資格確認書、又は資格情報のお知らせをお送りします。

②資格取得後、初めて個人番号カードにより受診する場合は、事前にマイナポータルにアクセスし、情報が登録させていることをご確認願います。

【個人番号の利用目的及び個人情報の取り扱いについて】

- ・当組合では、被保険者の個人番号について、番号法別表第1の第30項「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務」において適用、給付及び徴収業務で利用します。
- ・当組合が知り得た被保険者等の個人情報は、法令に定める場合を除き、組合業務の目的以外で利用することはありません。